

岡山市道路構造等条例をここに公布する。

平成24年12月19日

岡山市長 高谷茂男

岡山市条例第104号

岡山市道路構造等条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 道路の構造の一般的技術的基準（第4条―第49条）

第3章 道路の道路標識の寸法（第50条）

第4章 道路の道路移動等円滑化の基準（第51条）

第5章 雑則（第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項及び第45条第3項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者等移動等円滑化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、本市が管理する県道及び市道（以下「道路」という。）を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準、道路標識の寸法及び道路移動等円滑化の基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車レーン 自転車専用通行帯（道路交通法（昭和35年法律第105号）第20条第2項の規定により自転車の通行区分が道路標識又は道路標示で指定された専用通行帯（道路標示「普通自転車の歩道通行部分」で指定されたものを除く。）をいう。）又は自転車誘導帯（自転車専用通行帯と同等の機能を持つ自転車の通行帯であるが、道路交通法上の位置付けがないものをいう。）をいう。

(2) 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、市長が同種の設計基準を用いるべき道路の一定の区間ごとに定める自動車の日交通量をいう。

（道路の区分）

第3条 道路の区分は、令第3条の定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、山地部における第3種の道路の区分は、規則で定める。

#### 第2章 道路の構造の一般的技術的基準

（道路の構造の一般的技術的基準）

第4条 道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準は、次条から第49条までに定めるところによる。

（設計車両）

第5条 設計車両は、令第4条の定めるところによる。

（車線等）

第6条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区 分		地 形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第3級	平地部	14,000
		山地部	9,000
		平地部	13,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	6,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
		平地部	8,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000
交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。			

3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数<sup>1</sup>は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線<sup>2</sup>の数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合<sup>3</sup>によって定めるものとする。

区 分		地 形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)
第1種	第2級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第3級	平地部	11,000
		山地部	8,000
	第4級	平地部	11,000

		山地部	8,000
第2種	第1級		18,000
	第2級		17,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	山地部	5,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		10,000
<p>交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。</p>			

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第1種第2級、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第1種第2級若しくは第3級の小型道路又は第2種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区 分		車線の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級		3.5
	第3級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第4級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第2種	第1級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25

	第2級	普通道路	3. 2 5
		小型道路	3
第3種	第2級	普通道路	3. 2 5
		小型道路	2. 7 5
	第3級	普通道路	3
		小型道路	2. 7 5
	第4級		2. 7 5
第4種	第1級	普通道路	3. 2 5
		小型道路	2. 7 5
	第2級及び	普通道路	3
	第3級	小型道路	2. 7 5

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第39条の規定により車道に狭窄部さくを設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第7条 第1種又は第2種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得な

い箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	4.5	2
	第3級	3	1.5
	第4級		
第2種	第1級	2.25	1.5
	第2級	1.75	1.25
第3種	第2級	1.75	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	0.75	0.25
	第3級	0.5	
	第4級		
第2種		0.5	0.25
第3種	第2級	0.25	
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	0.25	

	第2級	
	第3級	

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、第19条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第8条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第9条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分			車道の左側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	普通道路	2.5	1.75
		小型道路	1.25	
	第3級及び第4級	普通道路	1.75	1.25
		小型道路	1	
第2種		普通道路	1.25	
		小型道路	1	

第3種	第2級から	普通道路	0.75	0.5
	第4級まで	小型道路	0.5	
		第5級	0.5	
第4種			0.5	

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数 $\geq 1$ であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）	
第2級及び第3級	普通道路	2.5	1.75
	小型道路	1.25	
第4級	普通道路	2.5	2
	小型道路	1.25	

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分		車道の右側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	普通道路	1.25
		小型道路	0.75
	第3級及び第4級	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第2種	普通道路	0.75	
	小型道路	0.5	
第3種			0.5
第4種			0.5

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）又

は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第2級の道路にあつては1メートルまで、第1種第3級又は第4級の道路にあつては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の普通道路にあつては0.5メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

8 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあつては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		路肩に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第1種	第2級	0.75	0.5
	第3級	0.5	0.25
	第4級		
第2種	第1級	0.5	
	第2級		

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

（停車帯）

第10条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

（軌道敷）

第11条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員（単位メートル）
単線	3
複線	6

（自転車道）

第12条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、第19条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車レーン）

第13条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車レーンを道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車レーンを道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車レーンの幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

（自転車歩行者道）

第14条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第15条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。），

歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（地方部に設置する自転車歩行者道及び歩道の設置基準）

第16条 前2条の規定によるもののほか、地方部に設置する自転車歩行者道及び歩道の設置基準は、規則で定める。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第17条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（植樹帯）

第18条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路

には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(建築限界)

第19条 建築限界は、令第12条の定めるところによる。

(設計速度)

第20条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60, 50又は40	30
	第4級	50, 40又は30	20

	第5級	40, 30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60, 50又は40	30
	第3級	50, 40又は30	20
	第4級	40, 30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第21条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑にするために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第39条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第22条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）	
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第23条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、

曲線半径，地形の状況等を勘案し，次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道を設けないものにあつては，6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし，第4種の道路にあつては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，片勾配を付さないことができる。

区 分	最大片勾配（単位 パーセント）
第1種，第2種及び第3種	10
第4種	6

（曲線部の車線等の拡幅）

第24条 車道の曲線部においては，設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ，車線（車線を有しない道路にあつては，車道）を適切に拡幅するものとする。ただし，第2種及び第4種の道路にあつては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

（緩和区間）

第25条 車道の屈曲部には，緩和区間を設けるものとする。ただし，第4種の道路の車道の屈曲部にあつては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し，又は拡幅をする場合においては，緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは，当該道路の設計速度に応じ，次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては，当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25

2 0	2 0
-----	-----

(視距等)

第26条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	視距 (単位 メートル)
1 0 0	1 6 0
8 0	1 1 0
6 0	7 5
5 0	5 5
4 0	4 0
3 0	3 0
2 0	2 0

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が増越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第27条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分		設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断勾配 (単位 パーセント)	
第1種、第2種及び第3種	普通道路	1 0 0	3	6
		8 0	4	7
		6 0	5	8
		5 0	6	9
		4 0	7	1 0
		3 0	8	1 1
		2 0	9	1 2

	小型道路	100	4	6
		80	7	
		60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第4種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

(登坂車線)

第28条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（普通道路で設計速度が1時間につき100キロメートル以上であるものにあつては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第29条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルま

で縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
100	凸形曲線	6,500
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第30条 車道，中央帯（分離帯を除く。），車道に接続する路肩，自転車道等（自転車道又は自転車歩行者道をいう。以下同じ。）及び歩道は，舗装するものとする。ただし，交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては，この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は，その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし，計画交通量，自動車の重量，路床の状態，気象状況等を勘案して，自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし，自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては，この限りでない。

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は，当該道路の存する地域，沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては，雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ，かつ，道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし，道路の構造，気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

（横断勾配）

第31条 車道，中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には，片勾配を付する場合を除き，路面の種類に応じ，次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

2 歩道又は自転車道等には，2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあつては，気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては，横断勾配を付さず，又は縮小することができる。

（合成勾配）

第32条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は，当該道路の設計速度に応じ，次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし，設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路に

あつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
100	10
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

（排水施設）

第33条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第34条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第3種第2級又は第4種第1級の普通道路にあつては3メートルまで、第3種第3級又は第4種第2級若しくは第3級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第3種又は第4種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。ただし、第3種第2級及び第3級の普通道路並びに第3種の小型道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に限る。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、普通道路にあつては2.5メートル、小型道路にあ

っては2メートルまで縮小することができる。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

6 第2項の規定にかかわらず、既設道路であって、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第6条第4項に規定する車線の幅員を4.5メートル以上とし、右折車線相当の膨らみを持たせることにより、屈折車線を設けないことができるものとする。

(立体交差)

第35条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不相当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第6条から第9条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条から第27条まで、第29条及び第32条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第36条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

(1) 交差角は、45度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 1時間につきキロメートル）	見通し区間の長さ（単位 メートル）
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

（待避所）

第37条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

（交通安全施設）

第38条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

（凸部、狭窄部等）

第39条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5

級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第40条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第41条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防護施設)

第42条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第43条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第44条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路の設計自動車荷重及び構造は、令第35条第2項の定めるところによる。

3 橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路の設計自動車荷重及び構造は、令第35条第3項の定めるところによる。

4 前3項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(附帯工事等の特例)

第45条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第5条から前条までの規定（第9条、第20条、第21条、第31条、第33条、第38条及び第42条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第46条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該県道を市道とすることにより第3条（令第3条第2項に係る部分に限る。）の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条（令第3条第4項及び第5項に係る部分に限る。）、第6条、第7条第1項、第4項及び第6項、第9条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第10条第1項、第14条第3項、第15条第1項、第2項及び第4項、第18条第1項、第20条第1項、第23条、第24条、第25条第1項、第27条、第29条第2項、第30条第3項、第34条第3項、第37条並びに第39条並びに令第4条及び第12条の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。この場合において、同条中「第3種第5級」とあるのは「第3種第5級又は第4種第4級」と読み替えるものとする。

(小区間改築の場合の特例)

第47条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第6条、第7条第4項から第6項まで、第8条、第10条、第11条、第12条第3項、第14条第2項及び第3項、第15条第3項及び第4項、第18条第2項及び第3項、第22条から第29条まで、第30条第3項並びに第32条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行

う場合において、当該道路の状況等からみて第6条、第7条第4項から第6項まで、第8条、第9条第2項、第10条、第11条、第12条第3項、第14条第2項及び第3項、第15条第3項及び第4項、第18条第2項及び第3項、第26条第1項、第28条第2項、第30条第3項、次条第1項及び第2項並びに第49条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第48条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第46条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第17条を除く。）は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第49条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第3条から第15条まで、第18条から第46条まで及び第47条第1項の規定は、適用しない。

### 第3章 道路の道路標識の寸法

(道路標識の寸法)

第50条 法第45条第3項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、交通の安全と円滑を図ることを考慮して、規則で定める。

### 第4章 道路の道路移動等円滑化の基準

(道路移動等円滑化の基準)

第51条 高齢者等移動等円滑化法第10条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、高齢者、身体障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減し、移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを考慮して、次に掲げる施設の基準について、規則で定めるものとする。

- (1) 歩道及び自転車歩行者道
- (2) 立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。）
- (3) 乗合自動車停留所
- (4) 路面電車停留場等
- (5) 自動車駐車場
- (6) その他移動等円滑化のために必要な施設等

### 第5章 雑則

(委任)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法等の一部改正に伴い、本市が管理する県道及び市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準等について定めるため、本条例を制定しようとするものである。